



下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 25 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市規則第56号

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年下呂市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(葬祭補償の額) 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例施行規則第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。